

道総研知的財産ポリシー

1 基本的な考え方

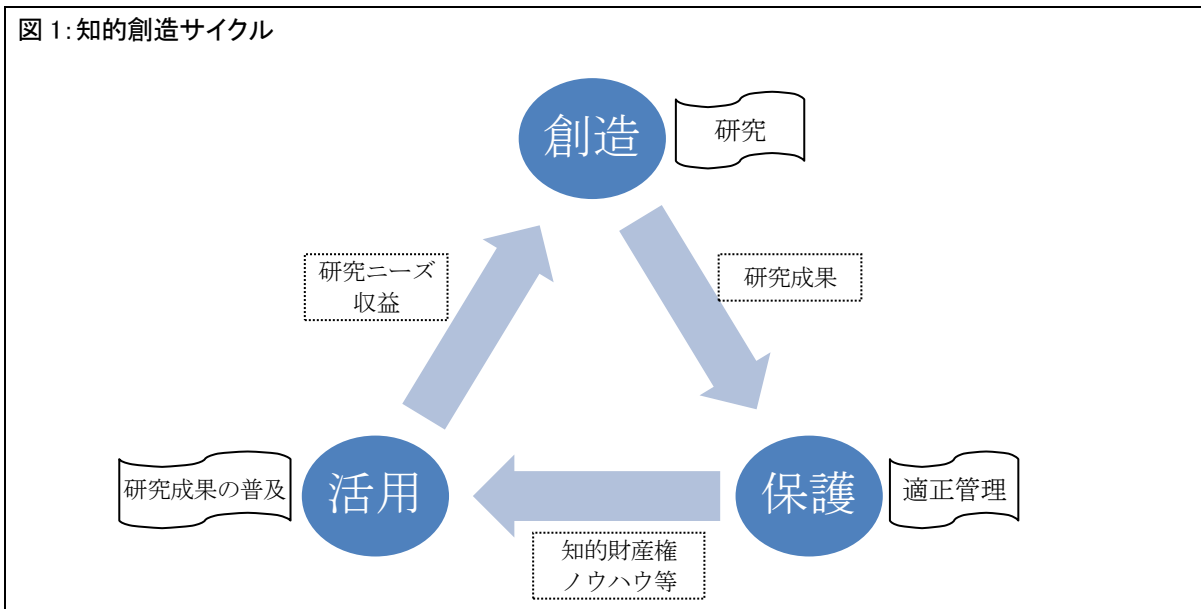
地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)は、北海道の豊かな自然と地域の特色を生かした研究(技術支援を含む。以下同じ。)を通して、道民生活の向上や道内産業の振興に貢献することを使命としている。

そのために、生活や産業の現場で活用され、価値を生み出す研究に取り組み、その成果(以下「研究成果」という。)を企業等へ普及(技術移転を含む。以下同じ。)することにより、道民に還元することとしている。

研究成果の普及に当たっては、有用な技術等を「知的財産」として管理することで、財産的価値を与えることができるとともに、権利として保護することも容易となる。

このような認識の下、道総研は、知的財産を尊重することを基本とし、知的財産を創造・保護・活用する「知的創造サイクル」(図1参照)を機能させるため、「道総研知的財産ポリシー」(以下「ポリシー」という。)を定め、知的財産の取扱いの方針を明らかにするとともに、道総研に勤務する職員(以下「職員」という。)の共通認識とする。

図1:知的創造サイクル



2 定義

ポリシーにおける用語の定義は次のとおりとする。

(1) 知的財産

発明、考案、植物の新品種、意匠、半導体集積回路の回路配置、著作物(プログラム及びデータベースを含む。)、成果有体物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標及びノウハウをいう。

(2) 知的財産権

特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、回路配置利用権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利をいう。

なお、知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利を産業財産権と

3 知的財産（権）の意義

研究成果を、産業財産権や育成者権等の知的財産権で保護することは、次に掲げるメリットがあることから、活用が見込まれ、普及に効果的と判断される場合には、特許権等の知的財産権の取得（以下「権利化」という。）を行う。

- ・ 特許権等の実体審査を経て登録された知的財産権は、新規性・進歩性・有用性を有する技術として信頼性を担保することができる。
- ・ 知的財産権を活用することで、模倣等のリスクを軽減し、実用化・商品化の動きを促進することができる。
- ・ 知的財産権の実施許諾や権利譲渡（以下「実施許諾等」という。）による収益を、新たな研究へ投資することができる。
- ・ 知的財産権を基に、新たな共同研究や公募型研究資金を獲得することができる。

また、研究成果のうち知的財産権を取得しないノウハウ等についても、活用が見込まれるものは特定し、適正に管理し、効果的に活用する。

なお、北海道の基幹産業である農林水産業の生産技術については、国内外での産地間競争が今後、ますます激しくなることを踏まえ、産業財産権の取得を含め適正に管理を行う。

4 知的財産の帰属等

職員が職務として行った研究により生じた知的財産は、原則として道総研に帰属するものとし、その取扱いについては別に定める。

また、出願等を行った知的財産が特許権等として登録を受けたとき及び実施許諾等の収入を得たときは、当該知的財産に係る発明者等に登録補償金及び実施補償金を支払うものとし、その手続等は別に定める。

5 知的財産の創造、保護、活用の具体的取扱い

(1) 知的財産の創造

ア 先行技術調査

職員は、研究の企画立案や成果の取りまとめの際、また、新たな知見が得られたときなど、原則として国内外の特許出願状況や論文発表状況等を調査し、権利化の可能性を把握するとともに、他者権利侵害の回避及び重複研究の防止に努めることとする。

イ 秘密保持

共同研究等の過程で知り得る相手方が秘密として管理している技術上あるいは営業上の情報については、適正に管理することとし、その取扱い方法は別に定めるものとする。

(2) 知的財産の保護（図2参照）

ア 権利化の検討

研究成果の性格や活用場面等を踏まえ、次の点を考慮し、権利化を検討する。

また、外国での権利化については、外国での事業化が見込まれる場合に、費用対効果等を十分に考慮した上で判断する。

なお、権利化に関し、専門的な知識等が必要な場合は、弁理士等の専門家を活用する。

ア) 基本的な技術

将来的に多くの新技術や幅広い応用分野に発展する可能性がある基本的な技術は、実用化に向けた共同研究等を効果的に進めるため、権利化を行う。

イ) 実用化・商品化が期待される技術

実用化・商品化が期待される技術は、実施者が他者の模倣や他者権利の侵害を回避し、安心して利用できるよう権利化を行う。ただし、製造方法等、最終製品から権利侵害の判断、立証が難しい技術に関しては、公表するよりもノウハウとして管理した方が技術の保護に資すると判断される場合には、権利化を行わない。

(ウ) 植物の新品種

収量、品質、耐病性等に優れ、道内において普及が見込まれる品種は、品種登録により権利化を行う。

(エ) 研究成果を普及する上で必要な商標

研究成果の適切な普及を促進する上で必要性が高いと考えられる商標については権利化を行う。

(オ) 著作物及び成果有体物

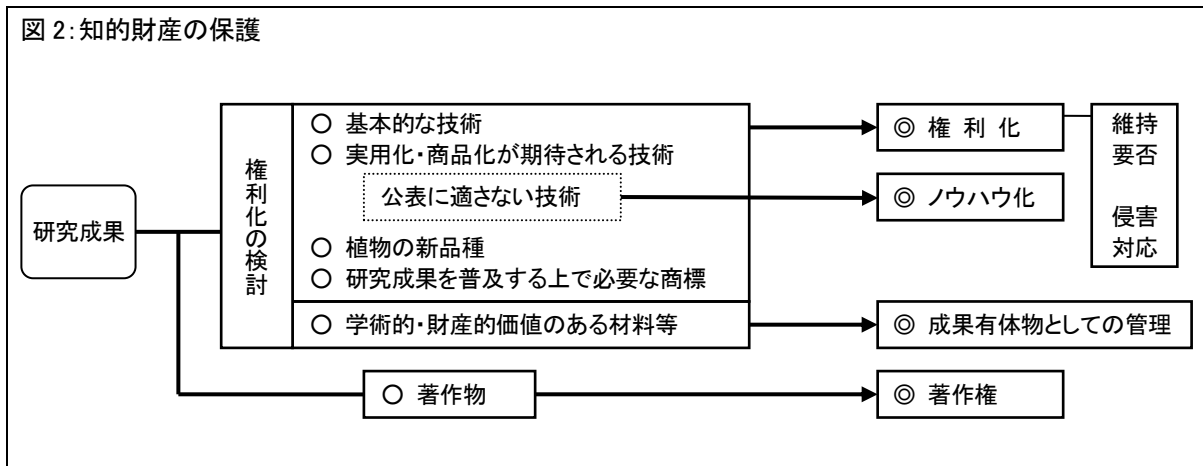
著作物及び成果有体物についても、適切に保護することとし、その取扱いについては別に定める。

イ 保有する知的財産権の維持要否の判断

保有する知的財産権については、実施許諾の有無・可能性や経費の効果的な利用の観点、研究推進上の必要性を勘案し、適宜、権利を維持すべきかどうかの判断を行う。

ウ 保有する知的財産権に対する侵害への対応

保有する知的財産権に係る侵害行為に対しては、研究成果の社会還元に必要な権利保護を実効あるものにするため、関係業界、実施者等との連携を密にして情報収集に努め侵害行為の事実把握等に当たるとともに、警告を行うなど適切な対応を行う。



(3) 知的財産の活用

ア 研究成果の公表

研究成果は、成果発表会や学会等で発表、刊行物等による情報発信を行うなど、積極的に公表することにより普及を図る。

なお、権利化を行う研究成果については、原則として必要な手続等を終えるまで公表を行わないこととし、具体的な取扱いについては別に定める。

また、ノウハウとして管理する研究成果は公表を行わない。

イ 権利化を行う研究成果

権利化を行う研究成果は、実施許諾等により普及を推進するとともに、共同研究や公募型研究資金の獲得に向け、活用を図る。

なお、実施許諾等に係る実施料及び対価については別に定める基準により算定するものとす

るが、特に道内企業等については、公益性や収益性等を考慮し企業等の事業化を阻害しないよう十分配慮する。

(ア) 単独で保有する知的財産権の活用

道内産業の振興や道民生活の向上を図る観点から実施許諾等を行うことを原則とし、道外企業等に対し実施許諾等を行う場合は、次の点を考慮するものとする。

- ・ 実施許諾等を行う際に、道内企業等への実施許諾等が見込まれないこと。
- ・ 道内企業等の事業継続が阻害されないこと。
- ・ 道産品の販売等により道内企業等の売上向上が見込まれるなど、道内経済に一定の効果が見込まれること。

(イ) 共有する知的財産権の活用

道総研と企業等の共同研究や企業等への技術支援で得られた知的財産権については、一定期間、共有者の独占的な実施を認めることができるものとする。

なお、企業等との共同研究の実施に際しては、共有者が知的財産権を実施する場合には道総研の持分相当の実施料を共有者が道総研に支払うこと及び共有者が一定期間内に自ら実施しない場合には第三者への実施許諾を認めることを内容とする契約を締結することを基本とする。

ウ ノウハウとして秘匿する研究成果

ノウハウは、特定の者以外には内容を知られないよう管理し、必要に応じ実施許諾等により活用を図ることとするが、その取扱方法については別に定める。

6 推進体制

知的創造サイクルを効果的・効率的に機能させるため、次の仕組みを構築する。

(1) 組織体制

ア 知的財産審査委員会

知的財産の職務発明等の認定、権利化の適否、権利の維持要否、譲渡等の審査のため、本部に「知的財産審査委員会」を設置する。

イ 本部

知的財産を一元的に管理・活用するため、本部に次の業務を集約する。

- ・ 知的財産審査委員会の運営
- ・ 知的財産の権利化及び保護に向けた必要な手続（職員への支援を含む。）
- ・ マッチング活動等の活用に向けた取組
- ・ 知的財産権の実施許諾等に関する事項
- ・ 権利侵害への対応
- ・ その他知的財産の管理・活用に関し必要な事項

ウ 研究本部

研究本部は、本部の業務に関し必要な協力を行う。

(2) 専門家の活用

知的財産に関して専門的な知識等を要する業務について、必要に応じて専門家を活用しながら進めることとする。

(3) 人材教育

職員が業務において知的財産関連業務を適切に行うことができるよう、人材育成に取り組む。